

平成30年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 平成30年11月30日（金） 午後2時半から

会場 熊本市役所別館自転車駐車場8階会議室

出席者 秋成委員、江島委員、大島委員、大山委員、勝本委員、後藤委員、園田委員、田尻委員、谷口委員、多門委員、中島委員、永井委員、西委員、原田委員、平川委員、平田委員、福島委員、干川委員、堀内委員、森下委員、守田委員、本田委員、松村委員、山田勝久委員、

欠席者 篠原委員、宮田委員、山田浩三委員

配布資料・次第

- ・席次表
- ・資料1 大規模災害発生時における「福祉子ども避難所」の設置について
- ・資料2 社会参加促進等に関する検討会(部会)について
- ・資料3-1 熊本市自殺総合対策計画(素案の概要版)
- ・資料3-2 熊本市自殺総合対策計画(素案)
- ・資料4 相談支援事業業務委託モニタリング調査票
- ・資料5 各部会報告資料
- ・資料5(別紙) 特定事業所加算の取得促進について
- ・資料6 相談支援機能強化員会議資料
- ・資料7 障がい者プラン(素案)の正誤表
- ・資料7 熊本市障がい者プラン(素案)
- ・資料7(別紙) 障がい者プラン施策の体系(案)
- ・資料8 委員から寄せられた各種課題の整理について
- ・資料9 委員事前意見・質問一覧
- ・障がい者サポーター研修会のチラシ
- ・おとなりマルシェのチラシ
- ・就労フェアのチラシ
- ・熊本障害者職業センターのご案内のリーフレット
- ・こころの障がい者家族会の会報

議事

<p>進行</p>	<p><b>1 開 会</b></p> <p>それでは、ただ今から、平成30年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会を開会いたします。本日の進行を務めます、障がい保健福祉課の井上と申します。よろしくお願い致します。本日の委員の出欠状況ですが、篠原委員、宮田委員、山田浩三からご欠席の連絡を頂いております。それでは、協議会の議事に移らせていただきます。これからの進行は、干川会長にお願いいたします。</p>
<p>干川会長</p>	<p>こんにちは。本日も委員の皆さんのご意見を頂きながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは本日の議事に入ります。</p> <p><b>2 議 事</b></p> <p><b>1. 報告案件</b></p> <p>まず、議事(1)報告案件について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料1 ■福祉子ども避難所について</p> <p>資料1の大規模災害発生時における「福祉子ども避難所」の設置について報告いたします。</p> <p>熊本地震での課題を踏まえて大規模災害発生時に障がい児等が安心して避難できる場所を確保するため、市内の特別支援学校内に設置するに福祉子ども避難所の設置について検討を行ってまいりましたが、現時点での状況報告を致します。</p> <p>まず一番目に各特別支援学校との協議状況でございます。まず、熊大教育学部附属特別支援学校につきましては、現在年内にご承認を頂く事を目指して協議中ということでございます。熊本支援学校、盲・聾・かがやきの森支援学校の県立4校につきましては、県教育委員会の設置に関する承認を頂いております。市立平成さくら支援学校につきましては、市教育委員会からの内諾を頂いているところでございます。</p> <p>二番目でございます。協定締結(2)指定についてでございますが、平成31年1月に、これはまだ決定事項ではございませんが、熊大学長様並びに県立4校の学校長様との協定締結を予定しております。熊大附属特別支援学校と県立4校の協定締結に合わせまして、市立平成さくら支援学校も指定を致します。今後市内に設置される特別支援学校につきましては、その都度福祉子ども避難所設置に向けた協議を行って参ります。</p> <p>3番目に記載しておりますのが、今後の訓練についてです。対象者である障がい児及びそのご家族が、災害時における避難行動の理解を図るという事と、避難所の開設運営が適切に行われるよう定期的な訓練を実施いたして参ります。</p> <p>これまでの実施状況を記載しております。本年4月に熊本聾学校におきまして平成30年度震災対処実働訓練を全市的に行っております。これは、若葉小との</p>

	<p>連携をした訓練を実施したところでございます。</p> <p>この訓練の参加協力団体と致しましては、熊本県自閉症協会様、熊本市手をつなぐ育成会様にもご参加いただいております。本年8月には、熊本支援学校における福祉子ども避難所への避難訓練及び避難所の開設運営訓練を行ったところでございます。今後につきましても、同じように機会を捉えて訓練の実施を行って参りたいと考えているところでございます。報告は以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。では今の説明について、ご意見等あればということですが、事前に松村委員からご意見いただいておりますが、そのことについていかがでしょうか？松村委員から簡単にもう1回説明いただいてからご回答頂けたらと思います。</p>
松村委員	<p>自閉症協会の松村です。お世話になります。では、私の方から簡単に述べさせていただきます。まず、福祉子ども避難所の設置につきましては、本当に多くの方々のご理解ご協力でこういう形になったことは、被災した1人としても保護者としても大変感謝しております。本当にありがとうございました。1回目の訓練の時には、手をつなぐ育成会の皆さんとも一緒になって訓練に参加させて頂きましてありがとうございました。その時に感じた事でございますけれども、その避難訓練の際に、当事者や家族だけではなくて、福祉子ども避難所になった支援学校の近隣の住民の方々、そしてその方々を日頃からまとめておられます自治協議会、あるいは老人会、民生・児童委員会等々の、いわゆる地域の役員といわれている方々、それからその支援学校がある校区にある学校のPTAの皆さん、更にはその近隣の交番にお勤めになられる警察官の方とか消防・救急の方々などが、ぜひ、その訓練に参加される機会を設けて頂けないかというお願いです。それは、実際にそういうことが起こった際に、その支援学校近隣に集まって来るであろうという事が想定される皆さんも、一緒に避難訓練をしたり、その中でどういうことが課題となっているかということを経験する場がやっぱり必要でなかろうかと思ったことが理由です。それからもう一つは、その訓練のやり方にしても、色んな被災の状況がありますので、夜間に起こったような場合どうするかとか、親子をあえて分けて避難訓練をする様なケースなど、色々な避難訓練についてのケースを想定した対応を織り込んでいただきたいというのがお願いと意見です。以上です。</p>
会長	<p>では、これについて、事務局の方はいかがでしょうか？</p>
事務局	<p>ご回答いたします。これまで、各特別支援学校と協議を進める中で学校運営協議会に出席をして参りました。これには各校のPTAの皆様、自治協議会、消防・警察の方も参加されておりますけれども、そういった中でまず、制度の周知が必要という事で説明を行って参りました。1月の協定締結を予定しているということで、更なる制度の周知をまず行っていきたいと考えているところでございま</p>

	<p>す。頂きましたご意見につきましては、非常に重要な事だと私どもも認識しております。しかしながら、まだ各校での避難訓練であったり、開設運営の訓練につきまして、2校しか行っていないものですから、まず、1回ずつ訓練を実施したところで、次にどのような訓練をするべきか、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか？</p>
松村委員	<p>はい、すぐにとということではもちろんありません。市の皆様の中にそういう意見があった事を留めおいていただいて、今後の検討の中に織り込んで頂けたらと思います。なぜ、特別支援学校に福祉子ども避難所というのが開設されなければいけなかったのかということが、多くの方々にきちんとご理解いただける良い機会になるのではと思った次第です。それから、震災の際には、名簿の活用についての課題というのが見えた事もありました。やはり日頃から自分達の地域の中にそういう支援の必要な当事者の方、家族の方がいらっしゃるという事を自治協議会や民生・児童委員の方々に日頃から知っておいて頂く、避難訓練を経て直接理解が進むいい機会になるのではなかろうかと思った次第ですので、是非とも今後の検討として織り込んで頂ければと思います。どうぞよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。福祉子ども避難所についてご意見ございますでしょうか？平川委員お願いします。</p>
平川委員	<p>松村委員、ありがとうございます。やはり障がいのある方は、色んな配慮が必要なので、真夏の場合や真冬の場合など、色々なケースを考えて頂ければと思います。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか？はい、西委員、お願いします。</p>
西委員	<p>育成会の西でございます。こういう取り組みは、本当にありがたい事だと私達誰もが思っておりますが、災害は忘れた頃にやってくるというのが必ずありますので、何回も何回も、もういいだろうっていうのではなく、やはり避難訓練を受けていた学校の生徒たちの方が、ほかの一般の市民の方々よりも避難状態が上手だったというような事も聞いておりますので、本当に忘れることなく繰り返し、定期的にという事を念頭において続けて頂ければと思います。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他になければ次の議題の方に移りたいと思います。続いて「社会参加促進等に関する検討会(部会)について」報告をお願いします。</p>
事務局	<p>資料2「社会参加促進等に関する検討会について」のご報告をさせていただきます。この検討会につきましては、これまでも自立支援協議会におきまして、報告をさせて頂いたところでございます。こちらの検討会につきましては、今年5回開催を予定しておりまして、ちょうど昨日最後の5回目の検討会が終了</p>

したところがございます。次第に沿って説明させていただきます。第3回検討会が8月20日に行われました。この時の議題と致しましては、こちらに書いてあります①～④までの議題の項目でございます。概要と致しまして、まず議題①につきましては、障がいのある方につきましては、一般就労の困難性から全体的に収入等が少ない傾向があります。また公共交通機関による移動とか様々な活動の場所の存在そのものが、障がい者の方の自立にとって必要不可欠ではないか。また障がいによって、バスの車内移動の部分で円滑なコミュニケーションが困難な方もいらっしゃる、その中でさくらカード・おでかけICカードの使い勝手、チャージの問題の部分については、やっぱり改善が必要ではないだろうか。そういった利用環境の向上へのニーズ需要の方が高いと議論がされておりました。その中で議題3について、障がい者自立支援協議会内に期間限定で設置させていただきました、障がい者の社会参加促進に関する部会を6月と7月に開催いたしました。その時にご参加いただきました障がい者団体等の皆様から、障がい者の社会参加についての貴重なご意見を頂いたところがございます。この意見について、第3回目の検討会の方にフィードバックさせていただきました。こちらの報告内容については、前回の第2回自立支援協議会の中でもご紹介させていただきました。主な意見と致しましては、部会の中で、様々な意見が出ているけども、実際障がい者、当事者の意見をきちんと吸い上げて色々なサービスに反映させる体制がシステム上、不十分じゃないんですかとか、おでかけICカードに関しては、チャージする場所が少ない、全国カードであるスイカとかパスモはコンビニでもチャージ出来るけれども、おでかけICカードの大元であるくまもんのICカードは出来ないんですかね、というような意見ですとか、カードの仕組みとかに関する発言等がございました。第4回検討会が10月11日に開催されております。議題の中で、①障がい者の社会参加促進については、これまでの検討会や自立支援協議会内の部会においての様々なご意見を踏まえまして、障がい者の社会参加促進のためには、まず、障がいのある方に対する理解、雇用就労、交流活動、移動支援、これらのカテゴリーが特に柱となって重要であるというところ。その中で、社会参加、外出するうえでの移動支援については、やはり、さくらカード・おでかけICカードが重要である。しかしながら、使い勝手が不便であるとの声が多くあり、課題があるのではないかと。障がい者の社会参加を促進する一つの重要な施策として位置づけられているさくらカードの制度に課題があるならばその見直しが必要ではないかというような議論をさせて頂いたところで、ここに書いてあります障がい者団体等によりまして、さくらカードに対する意見要望について整理をさせて頂きました。ソフト面・ハード面、利用者負担面のカテゴリーで様々な意見要望があり、きちんとした対応をしていくことが必要と考えております。3ページ目をお願いします。この中で主な意見、障がい者の部分というところで、さくら

	<p>カード・おでかけ I C カードについての意見がほとんどでございましたけれども、まず、バスの乗車や降車に関しまして、運転手が介入しなくても通過できる様なシステムとかは出来ないのか、また、障がいのある人たちが一方的に安くしてと望んでいるのではなくて、本人達も納得したい、費用について具体的なデータを示して頂いて、一緒に話し合う場が必要であるとか、障がい者の方もさくらカード・おでかけ I C カードの部分については、ある程度議論は煮詰まったところがあります。あとは、制度を具体的にどうするのか、もっと使いやすくして欲しいというのがこの検討会としての総意という事だと思うので、ぜひ検討していただければという意見がございました。そして、昨日行われました第 5 回の検討会でございます。議題と致しましては①「高齢者および障がい者の社会参加促進等に関する報告書素案について」というのと、②「高齢者の方のさくらカード制度について」2本の議題がございました。素案報告書については、これまで1回目から4回目までの様々のご意見、検討会や自立支援協議会内の部会でいただいた意見をもとに、報告書素案というものを作成し、今回こちらに掲載しております資料については、障がい者の部分を抜粋しております。3ページから6ページ目の途中までが素案でございます。構成と致しましては、3ページと4ページ目が障がい者の社会参加促進についてで、(1)障がい者の理解に関する事。4ページの(2)雇用・就労に関する事、(3)交流活動・移動支援に関する事という3つのカテゴリーで横軸の現状と課題が真ん中、一番右が、それに対する今後の方向性というところで、とりまとめているところでございます。5ページと6ページの途中までが、さくらカードの制度についてということで、現状と課題が(1)、(2)が今後の方向性となります。今後の方向性の部分については、①の利便性の向上。6ページ目となりますが、②の対象者・利用者の負担の見直しという部分で、素案の整理をさせていただいたところでございます。引き続き、素案に対する検討会の委員の皆様からのご意見と致しましては、今後この報告書をどのように活かしていくのか、さくらカードの障がい者の部分については、利用者の利便性の向上や負担軽減の記載も、この報告書素案の方にもあり、検討をお願いしたいと。さくらカードがカードケースに入らないというような、障がい当事者の意見をぜひ反映させてもらいたい、などのご意見を頂戴したところでございます。今後の流れですが、報告書につきましては、今回の素案に対する意見を踏まえたところで、年内を目途に取りまとめていき、引き続き内部の方で、具体的な検討を行っていただければと思っております。特にさくらカード・おでかけ I C カードの障がい者の部分につきましては、利便性の向上など、ある程度課題が見えているところもございますので、利用者の利便性向上等につながるような部分で取り組んでいきたいと考えております。報告は以上です。</p>
会長	ありがとうございます。只今の説明に関してご質問ご意見ございますでしょ

	うか？西委員お願いします。
西委員	手をつなぐ育成会の西でございます。私もいろんな議論がされた中において、結果は納得できる所と、納得できないところが沢山ありました。今後の検討の流れとして、報告書については年内を目途にまとめたいとおっしゃってありました。では、どのような対策、来年度にはどういう風が変わっていくのか、利用料の軽減とかあるのかどうかという目途はどの時点で立てられるのかなどというのは、一番知りたいところです。
会長	はい。これについてはいかがでしょうか？
事務局	今のお尋ねについてなんですが、障がい者の方の議論の中では、さくらカードにつきましては、利便性の向上というところに少し課題があるというところが見えておりますが、残念ながら障がい者にかかる部分だけが先行していくと事なかなか難しいところではあります。高齢者の部分と合わせてさくらカードと言う一体的な制度を形成しておりますので、高齢者の部分をどうするのかという事を考えながら最終的にさくらカードをどうするかと言う事を形作っていくということになっておりますので、もう少し時間が必要になってくるかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。
会長	西委員いかがですか？
西委員	意見は伺いましたけれども、なかなか予算の関係で上手くいきませんでしたという事だけにはならない様をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
会長	他にご意見がなければ、次の議題の方に移りたいと思います。「熊本市自殺総合対策計画の策定について」報告をお願いします。
事務局	「熊本市自殺総合対策計画(仮称)素案の策定について」ご説明をさせていただきます。資料は概要版を使ってご説明をさせていただきますと思います。 本計画は、自殺対策基本法が平成 28 年に改正をされた事によりまして、都道府県および市町村に地域自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴いまして、策定を進めているものでございます。策定にあたりましては法律はもとより、政府が推進すべき自殺対策の指針であります、自殺総合対策大綱および熊本県が策定をしました第 2 期熊本県自殺対策推進計画との整合性を図って参ります。また、計画案は多くの方の意見を伺いながら、最終的には外部委員で組織をします自殺対策連絡協議会に諮って参ります。それではまず第 1 章の計画の概要についてご説明いたします。2 の基本理念でございますが、大綱および県計画に準じまして、「誰も自殺に追い込まれる事のない支え合う熊本市の実現」を目指すと致しました。3 の計画の位置づけですが、本計画は総合計画の中の分野別計画の一部としまして、他の計画との連携を図ってまいります。4 の計画の期間ですが、大綱の見直しサイクル、それから県計画の期間を踏まえまして、2019 年度から

	<p>2023年度までの5年間としております。5の数値目標については、国が大綱の中で、2026年までに2015(平成27)年の水準から30%以上減少させるという目標として掲げていることから、同様の考え方で、本市の水準が国を下回っているという現状を踏まえまして、30%減少の達成年を国の目標年を前倒ししまして本計画の最終年であります2023年に達成するという事を目指しまして数値目標を12.0としたところでございます。この12.0というのは、自殺死亡率と申しまして、人口10万人あたりの自殺者数を表しているものでございます。</p> <p>続きまして第2章 熊本市の現状でございます。過去5年間の警察庁の自殺統計の分析を行いますとともに、国が示しました地域自殺実態プロファイルを踏まえて、本市の特徴をまとめております。統計の詳細は素案本文をご覧きたいと存じますが、これらの特徴を踏まえますと、本市では若年層や高齢者の問題、生活困窮者や勤務経営問題、うつ病問題、自殺未遂者問題が課題として明らかになりました。また、3の熊本地震後の健康調査結果についてですが、熊本県が今年3月から6月に掛けて応急仮設住宅とみなし仮設住宅の入居者を対象者に実施しました、「こころとからだの健康調査」では、これらの方のメンタルヘルスの高度リスク者の割合が8.8%という結果が出ておりまして、これは熊本県全体の平時の割合の約2倍という状況で、支援の継続が必要という状況でございました。今回把握しましたこれらの課題を適切に対応していく事を目指しまして、第3章裏面でございます自殺対策の取り組みとしてまとめたところでございます。取り組みにおきましては、自殺には様々な要因があります事から、行政や関係機関が連携をして、生きることの包括的な支援を行うという視点を持って全庁および自殺対策連絡協議会・構成団体への事業照会を行った上でそれぞれの取り組みを掲載しております。それぞれの事業の説明は省略させていただきますが、基本施策は全国的に実施が望まれる基本的な施策でありまして、基盤的な4つの施策に取り組む事としております。また、本市の実情を踏まえまして重点施策として、ご覧の6つの施策に取り組んで参ります。更には、事業を通じて間接的ではございますが、自殺の予防に繋がる可能性がある事業を関連施策としてまとめまして、各施策それぞれに担当課、事業主体が責任を持って取り組みますと共に、進捗管理を行いながら、計画の効果的な推進を図る事としたところでございます。以上が素案の概要でございます。今後のスケジュールと致しまして、本日の自立支援協議会や精神保健福祉審議会、さらにパブリックコメント等を経たうえで、必要に応じ素案の修正を行い、最終案を作成して参りたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願い致します。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。では只今の説明につきましてご意見・ご質問等がございますでしょうか？なければ続いて、「相談支援事業にかかる平成30年度モニタリングについて」報告をお願いします。</p>

事務局	<p>■相談支援事業にかかる平成30年度モニタリングについて</p> <p>私の方からは資料4「相談支援事業にかかる平成30年度モニタリングについて」ご説明をさせていただきます。センターの業務の遂行状況、そして、業務の水準を確認する為に、仕様書に基づいて毎年モニタリング、そして実績評価を行う事としております。これまでも自立支援協議会の中で、ご報告をさせていただいているかと思えます。例年の流れで行きますと、11月の自立支援協議会の中で、モニタリングの項目について委員の皆さんにご説明をさせていただき、翌年の1月から2月くらいにモニタリングの調査を実施、それから新年度の最初のこの会議で結果の報告をしております。今回の調査票については、事前に皆さんに送付させて頂いていますが、昨年度との変更点に下線を入れております。主なものとしましては、1枚目の⑤職員の資質の向上です。こちらについては、指定の相談支援事業所の自己評価項目に設けられている項目を今回新たに追加をしております。それと今年度から仕様書の中に障がい者差別解消法に関する相談、そして、災害時の対応について新たに追加しておりますので、項目自体の追加を行っております。この調査票の内容に沿いまして、モニタリングの調査を実施し、結果についてはまた後日この場でご報告をさせて頂きたいと考えております。説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。では、只今の説明につきまして何かご質問ご意見ありますでしょうか？なければ次の議題に移りたいと思います。</p> <p>次に議事(2)各部会報告に移ります。それぞれの「部会報告」を、子ども部会、就労部会、精神障がい者地域移行支援部会、相談支援部会の順にお願いします。それぞれの報告の持ち時間5分と致しますのでよろしくお願い致します。では、子ども部会 部会長の西委員からお願いします。</p>
西委員	<p><b>【子ども部会】</b></p> <p>それでは、子ども部会の報告をいたします。1ページをお開きください。前回の自立支援協議会以降の開催月の活動内容はご覧の通りです。8月に施設プラグについての現状報告と意見の集約をKP5000の山田氏より頂きました。9月のミニ研修としましては、虐待防止の取り組みについて障がい保健福祉課より、その他医療的ケアを必要とする子どもが多動で母親が疲弊しているという事例のについて相談支援専門員からご相談がありました。皆さんで色々な意見を出して、解決まではいかないですけれどもヒントを得られて帰られたということでございます。10月は障がい保健福祉課の業務分担についてご説明がありました。それからミニ研修として、今年から県立湧心館高校で特別支援教育と通級指導が始まっており、そこで支援コーディネーターをしてらっしゃる徳永先生からお話を伺っております。11月は今後のスケジュールについての検討をしました。それから、就学前の通級教室で「あゆみの学級」について、教育委員会総合支援課よりご説</p>

	<p>明を頂いております。今後の活動予定につきましては、12月に本会議報告を受けます。そして、新障がい者プランについても説明を受けるつもりです。それから今後、子ども部会主催の研修会の検討、これを1月に予定しております、出来ましたら来年度に子ども部会主催の研修会というのを、大きく大々的にやってみたいというご意見もありましたので、それについての検討をしていきたいと思っております。それから、施設プラグの進捗状況についてもお尋ねしようと、また、山田氏からお話を聞こうと思っております。それから、児童発達支援とか放課後等デイサービスについて、色々と現状も変わってきておりますので、意見交換会としてやっていきたいという風に思っております。今後は出てきたところで、中身を検討していきたいという風に思っております。大きい所は来年度の研修会の検討ということが一番柱にあるかなというふうに思っております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。では次に就労部会事務局の原田委員からお願いします。</p>
<p>原田委員</p>	<p><b>【就労部会】</b></p> <p>皆さんお世話になります。本日は就労部会部会長の山田さんが私用により欠席ですので、事務局より報告させていただきます。当部会は参加しやすくなじみやすいということを目指して活動しております。6つの班に分かれて各活動に取り組んでいるんですけども、全体的な取り組みとして4つ上げております。皆さんのお手元に就労フェアのチラシをお配りしております。これまで各班の皆さんが頑張ってきた事を一つの形にしようということで、今年度も第4回目となります就労フェアを開催させていただきます。今年度も「このまちで働く」ということをテーマに、一歩前進ということで、色んな取り組みをさせていただきますと思っております。日時につきましては、1月18日の金曜日10時半から16時半まで、1日かけて開催をしたいと思っております。内容につきましても、各班の取り組みを盛り込んでおまして、午前中は就労部会の紹介であったり、働いている当事者の方の発表を行います。また福祉施設さんの展示や面談会も行う予定になっております。午後からは、今年度も熊本市さんと協力させていただきますながら、サポート企業の認定証交付式・表彰式を行いたいと思います。それに伴って企業のセミナーも行います。また今年度も当事者の方々が企画したセミナー・ワークショップも行っていきたいと思っております。詳しくはチラシの裏面をご覧ください。と思います。よろしければ、各関係機関の方々にご周知を頂けると大変ありがたいというふうに思っておりますので、ご協力よろしくお願い致します。今年度はもう一点、就労部会の中の皆さんのスキルアップもしていこうという事で、研修班を作りまして、研修班の方々が主体となって、色んなミニ研修に取り組んで頂いております。これまで県外から、先進的な取り組みをされている所をお呼びして、</p>

	<p>勉強会をしたり、制度の説明ということで、ジョブコーチの支援制度について学んだり、本会議とのやり取りもしていこうという事で、本会議での報告もさせて頂いております。また、他の部会との意見交換ということで、相談支援部会のほうで課題になっているセルフプランについての意見交換も市役所の方とさせて頂きました。また、今年度は、企業セミナーもしていこうという事で、先月は特例子会社の西九州ハートフルサービス株式会社の方に来て頂いて、企業セミナーもさせて頂いております。今後につきましても、難病の事について学ぼうという事で外部講師の方をお呼びしたり、事例検討をしたいという意見が沢山出ておりましたので、3月にはミニ研修会の時間を使って事例検討をしていきたいと思っております。後もう一点、部会は色々な方々の情報共有の場にもなっており、部会の最後の10分間に情報共有の場を設けておまして、新しくグループホームが出来ましたという時にはそういった方々に出てきて頂いて、事業説明をして頂いたり、色々なセミナー・活動についてのご報告を頂いて、参加を呼びかける時間にさせて頂いております。今年度もその様な取り組みをさせて頂いております。これで報告については以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。では精神障がい者地域移行支援部会 部会長の大山委員からお願いします。</p>
<p>大山委員</p>	<p><b>【精神障がい者地域移行支援部会】</b></p> <p>精神障がい者地域移行支援部会の報告を致します。これまでの取り組みとしまして、8月にはピアサポート活用病院による報告という事で、退院前後における支援にピアサポートを活用した小柳病院さんと桜ヶ丘病院さんから、活用の経緯や活用の内容、活用による対象者の変化等について報告を行っております。9月には訪問介護事業所の立場からという事で、本会議の委員でもあります田尻委員の方から、それから作業療法士の立場からということで山田副会長より講和を頂いております。それぞれの専門職種の立場から精神障がい者への支援の考え方や方法、地域移行支援を行う中での役割などについて学ぶ機会となりました。それから10月には、退院支援ポスター及び地域移行支援のリーフレットに関するアンケート調査報告を行っております。配布後半年経ったという所で、ポスターの掲示状況や掲示後の反応、リーフレットの活用状況について、部会参加の精神科病院および障がい者相談支援センター、計26箇所に対してアンケート調査を実施して、その内17機関から回答を頂きました。その結果、病院では約9割が病棟などにポスターを掲示しており、うち約半数の病院でポスターを見た患者様からの何らかの反応がっております。また、リーフレットの活用は全体でも3割程でありました。実際に地域移行支援にこのポスターだったりリーフレットが繋がったということまでは至っておりませんが、今後も引き続きポスターやリーフレットの活用を促して、患者さんはもちろんですが、支援者に向けた</p>

	<p>啓発にも活用できたと考えております。それから、区毎の地域移行支援の取組みと進捗状況の報告も行っております。グループワークにて区毎でまとめた地域包括ケア状況の整理表の確認と、ロードマップに基づいた地域移行支援の進捗状況の共有と意見交換を行っております。また区毎でも地域移行支援の会議も実施しております。今後の予定ですけれども、熊本市障がい者相談支援センター・事業所の連絡協議会との合同研修ですけれども、今月 11 月 9 日に実施しております。地域移行支援のポイントについての講義や、地域移行を実際に活用した実践報告の発表、それから、演習等も行っております。大変有意義な研修会となっております。それから、ピアサポーターによる実践報告や意見交換、県の地域移行支援研修会の実施も予定しております。研修会については 12 月 11 日に予定しております。それから、区毎の地域移行支援の取組みと進捗状況は、年度末には今年度の振り返りと次年度の計画作成なども行っていきたくて思っております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。最後に相談支援部会 部会長の平田委員からお願いします。</p>
<p>平田委員</p>	<p><b>【相談支援部会】</b></p> <p>皆さんいつもお世話になっております。相談支援部会の平田と申します。相談支援部会の方の報告をさせて頂きたいと思っております。お手元の資料と、資料 5（別紙）の特定事業所加算の取得促進についての資料を使って、私の方からご報告をさせて頂ければと思っております。部会の方の資料は、中段下の方のまず各班の状況について皆さんにご報告が出来ればと思っております。前回の本会議の時から変わった点ということで抜粋して報告できればと思っております。事例検討班に関しては、1 月に部会全体で事例検討を行うということで決定を致しましたので、1 月に事例検討を行うという予定になっております。ガイドライン班の方は、前回もご報告していたと思うんですけども、昨年度取ったアンケートについて、通称ガイドラインといっているんですけども、支給決定を定める要綱についてのアンケートを取って、市の方から説明をして頂きたい内容を整理致しました。これについては 12 月の相談支援部会の際に障がい保健福祉課の方からご説明頂ける予定になっております。あと、ガイドライン班の方では、今年度より相談支援事業所の方ではモニタリングの期間について、必要な方については通常の半年に 1 回とかのモニタリングではなくて、必要なモニタリング月をご相談できるというシステムに変わりましたが、これが実際どのように運用されているのかというところの検証作業が必要だろうという事になりまして、11 月の相談支援部会でそのアンケートを実施しました。新規事業所フォローアップ班の方では、新規の事業所さんの悩み事等にお答えが出来る様な形で運営をしております。拠点整備班の方は、平成 32 年度までに整備を予定ということで、中長期的な計画で今と</p>

りまとめをして情報の整理をしているというところです。まだ具体的な検討にまでは至っていないんですけども、具体的な検討をするにあたっての情報整理をしているというところで今進んでおります。最後に、法改正に伴う運用検討班です。実は4月の報酬改定の際に、サービス提供事業所から相談支援事業所に毎月報告書を提出できないだろうかということで、それについての案内が国の方から出ておりました。熊本市の方でも相談支援事業所の方に、サービス提供事業所さんから毎月利用状況の報告を書面で行えないだろうかと検討しましたが、サービス提供事業所、あるいは相談支援事業所の方からも、今やるべきではないんじゃないかというご意見を多数寄せられたものですから、今年度はちょっとそれについては運用を見送るということになっております。相談支援部会全体の状況というと、4月に大幅な報酬改定がありまして、色々と議論を進めているところでございます。皆様のお手元にある、「特定事業所加算の取得促進について」という資料については、実は皆さんも聞き及びの所だと思いますけれども、相談支援事業所の数、相談支援専門員の数の中々伸び悩んでいると。まあ、人によっては相談支援事業所を3つも4つもお電話したけども、中々担当して頂ける相談支援専門員が見つからないという課題があります。「行政からの報告等」というところにも記載をさせて頂いているんですけども、相談支援事業所がどうか増えないか、要するにサービスを希望した人がきちんと計画を作って頂ける状況を少しでも作れないだろうかという所で、セルフプランの導入を検討しております。資料5（別紙）を全部説明すると時間が足りませんので、そこはちょっとご容赦いただきたいんですけども、簡単に言うと、相談支援事業所の報酬が4月から減収になっております。計画を立てた時やモニタリングをさせて頂いた時に、報酬が算定出来るんですけども、4月から全体的に減になっているんです。特定事業所加算について記載があり、おしなべて簡単に言うんですけど、ある程度一定程度の質を担保していきながら、人員もそれなりに配置をしたところには、加算をつけますよということになっております。一定の要件を満たせば、今まで算定してきた報酬と変わらないくらいの報酬を算定できるということです。私たちからしても、どうしたらその報酬が取れるのかっていうのが中々分かりにくくて、加算を取得する事業所が少ないという現状があります。この加算を取得すれば、一番緩やかな加算であっても、月に1回あたり150単位算定できるということなんです。下の人員配置要件の所に相談支援員を2名配置するという記載があると思うんですけども、相談支援事業所は1人事業所の所が結構市内でも多くありますので、2人事業所にすると加算の要件を満たしますよといったところも、一定程度取りまとめをして頂いて、こういう風に分かりやすく障がい保健福祉課の方が資料を作って頂きました。例えば法人の理事長さんとか施設長さんに加算について説明する為には、こういう資料があったらありがたいという事を障がい保健福祉課の

	<p>方にオーダーを掛けまして、出来た資料が今お手元にある資料です。2・3枚あげて頂けると、具体的な要件という事で、人員をこれだけ配置したらこうなるというイメージも、いくつかパターンを作って頂いて、詳しく説明できるような資料を作って頂きました。また、兼務が可能とか、こういうことに関してもきちんとご説明を入れて頂けたりとか、事業所の収入についても、こうなればこれくらいの加算が見込めますということも、具体的に例示をして具体的に作成をして頂きました。これを、相談支援部会で、9月に障がい保健福祉課の担当の方からご説明を頂きました。平成30年4月からは特定事業所加算を取得したのは4事業所だったんですけど、このご説明を頂いた後は、8事業所がこの特定事業所加算を取得したということを知っていますので、ご説明頂いた事で、人員の配置とか相談支援事業所の経営の安定とかにご協力できたのかなというふうに思っております。すみません。まとまりのない話しですけど、以上になります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。以上4つの部会から報告を頂きました。委員の皆さんからご意見やご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>なければ、次の議題に移ります。</p> <p><b>(3) 委託相談支援事業所からの報告</b></p> <p>熊本市障がい者相談支援センターじょうなんの園田委員から報告をお願いします。</p>
<p>園田委員</p>	<p>資料6をご覧ください。熊本市には9箇所の委託相談支援事業所がありまして、各センターに1名ずつ機能強化員が配置されています。機能強化員と熊本市障がい保健福祉課で月1回会議をしております。30年度の会議内容について記載しております。基本的には各区の障がい福祉ネットワーク会議の進捗状況や委託ケースの対応、8、9月については熊本市虐待防止センターの方と虐待ケースの対応について意見交換をしました。委託の相談支援センターとしては慎重に対応していかなければならないということも含めながら、お互い協力して対応していこうということを確認しました。9月には特定事業所加算の算定についてということで、相談支援部会からの報告にもありましたように、熊本市作成の資料に基づいて確認をしたところです。10月は、各区の委託相談支援事業所でささえりあ主催の研修会や会議のほか、まちづくりセンター主催の会議に参加していることから、市全体で集約したところです。11月は相談支援部会との合同研修会ということで、委託相談支援事業所と特定相談支援事業所の役割について、もう一度しっかり相互理解しておく必要があるだろうということで、来年の2月くらいに予定しています。また、現在熊本市には約55箇所の特定相談支援事業所がありますが、現在新規の計画相談の依頼が既存の相談支援事業所では対応が難しいという状況があることから、セルフプランの導入も考えていく必要があるだろうという話がでております。</p>

	<p>裏面に現在の課題として、相談支援専門員1人が抱える計画相談件数が多いことから、サービス支給の計画相談支援の受入先がなかなか見つからない状況に対して、どのように対応していくのかということと、実際、相談支援従事者の養成研修が毎年行われていますが、実際に実務に従事される方が少ないという現状も含めて、今後機能強化員会議の中で検討を進めていく必要があるのではないかと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。委託相談支援事業所からの報告をいただきました。計画相談支援事業所の不足やセルフプランの検討などいくつかの課題があるとのことでしたが、委員の皆様からご意見などございましたらお願いします。</p>
平田委員	<p>相談支援センター絆の平田です。今ご報告があったように、委託相談支援事業所として日々ご相談を受けるとともに、ご家族やご本人からの相談だけでなく、指定特定の相談支援事業所や各区から、新規のご相談があったときに相談支援事業所を探すのですが、なかなかお受けいただけない状況にあります。区によって若干状況は異なりますが、南区は現状では新規の事業所が立ち上がることもなく、地域の障がいをお持ちの方やご家族からしたら、非常に切実な問題ではなからうかと機能強化員会議の中で話題に上がります。機能強化員会議の中では皆同じ意見ですが、困っているのは意外と委託の相談支援事業所だけなのではないかという意見もあって、計画を作ってもらえなくてサービスを利用できないという事例はあまり出てこないということで、どこかの誰かが計画の対応をしているんじゃないかとは思いますが。私たちのところには「困っている」というご相談が多いけれども、本当のところはどうなのか、よければ関係者の方からご意見をいただければと思います。</p>
勝本委員	<p>計画相談が始まってから、他市町村ではセルフプランを認めているところも多いと聞きます。熊本市の場合は計画相談が全市的に行き渡っているというか、全国のなかでも計画相談がきちんと入っている自治体の一つなのではないかと思えます。私自身は児童発達支援センターにありますが、障がいのある子どもたちが色々なサービスを使いたいという場合も、なかなか相談支援事業所が見つからないんですね。実際、保育所等訪問支援を利用していらっしゃる方が1人セルフプランなのですが、先日更新で区役所の窓口に行かれましたら、「なぜセルフプランなのか。どこかに計画相談を作成してもらってください。」というようなお話をされたと聞きました。</p> <p>平田さんから、実際はそう困っていないのではないかとお話しがりましたが、実際うちにご相談いただく保護者の方はなかなか相談支援事業所が見つからないんですね。例えばうちの児童発達支援とか保育所等訪問支援事業所を利用したい方がいても、計画相談支援事業所が見つからないものですから、ずっと後になってしまう。その間も子どもさんたちは生活のしづらさを抱えていらっしゃる</p>

	<p>て、できるだけ早めに支援のサービスに結び付けてあげたいのですが、そういう状況がどれだけ行政側に明らかになっているのか。実態を行政がどう捉えているのかお聞きしたいのと、市としてはセルフプランの導入についてどのような考えをお持ちなのかお聞かせください。</p>
事務局	<p>私も窓口で仕事をしたこともありまして、相談支援事業所が見つからないので、いつまでたってもサービスの支給決定ができないということで、大変苦勞されているということは認識しております。今年度、国としてはモニタリングの期間を短縮することも望ましいと見解を出しております。丁寧に支援をするようにという方向性はあるんですが、今お話しがあったように、相談支援事業所が不足し、現状ではすぐに対応するのは困難であると認識はしております。</p> <p>「なぜセルフプランなんですか」という発言については、窓口にも実態を聞かないといけません、2週間に1回開催している区役所連絡会でも、相談支援事業所が足りないという話は皆で練っております。セルフプラン導入についても考えていきたいと思います。ただ、全員がセルフプランということでなく、ある程度自立して自分でプランが立てられる方に限られるのではないかと。そういうところを機能強化員会議とか相談支援部会のほうで揉んでいただいて、窓口でも「こういう人は妥当だ」という共通理解のもと進めていきたいと話し合いをしているところです。周知についても窓口まで伝わるよう、もう少ししっかりやりたいと考えております。セルフプラン導入にあたっては、区役所での事務的なところもありますので、そこは詰めていきたいと思います。</p> <p>必要でない人というのはいないと思いますが、自分で作れる方についてはプランを立てていただいて、サービスの支給決定についても早急に、特に子どもさんについてはあまり待たせないよう、できるだけ早急にやっていけたらと考えています。</p>
原田委員	<p>私たちも、年間だいたい150名から160名位の方を就労系の福祉サービスにお繋ぎするんですが、やはり相談支援事業所を探すのは苦勞しています。南区のほうは全然お引き受けいただけなくて、市外の相談支援事業所をお願いするということもありまして。私たちも手続きまでサポートさせていただきますので、実際苦勞しているというのが現状です。</p>
西委員	<p>私どもは利用する側と経営者側の2つの側面を持っていますが、利用する側からは、やはり新規の方から相談支援事業所が見つからないという声が沢山上がっています。受け入れる相談支援専門員も、ある日、お昼になっても連絡がつかないということがあり、慌てて家を訪ねてみると疲れて死んだように眠っていたという相談員がおりました。それ以来、とにかくセーブしなさいと会う度に言っているような状況なんですね。それでも、新規の方々がどんどん増えてくるし、モニタリングで済んでいる方が卒業されるかという、相談支援事業はそういうわ</p>

	<p>けにはいかず、定期的なモニタリングが必要になる。それにまた新規を取っていかないと経営がうまくいかないというジレンマがあります。事業所側としては、人員はなかなか増やせない、減収にもなっているというのがありますので、経営する側としても、利用する側としてもとても困った状況であることには間違いのないと思います。県の障がい者自立支援協議会では、相談支援専門員の養成については、すぐに相談員として活動できる方を優先的に受け入れているという割には、なぜこんなに相談支援専門員が少ないのかと。</p> <p>現状は非常に厳しく、国がなぜ減算したのかよく分からないんですけども、現場は土日も休みなく、夕方もほとんど出払った状態が続いているのではないかと思います。やはり抜本的な対策が必要かなと思います。</p>
谷口委員	<p>相談支援センターきらりの谷口です。今、東区のほうで私が危機感を感じることがあります。「親なき後問題」に通じるところもありますが、例えば高齢で認知症がある親御さんと障がいのある子どもさんが結構多くありまして、委託のほうは、子どもさんの自立支援ということで入っていますが、実感としてかなり多いのではないかと。そういう人たちの声がなかなか上がってきませんので、現状としては地域包括支援センターの方と連携をとって介入したりとか、地域包括ケアシステムの会議に出て、そういったご家族の受け皿をどうやって作っていかうということになってはいますが、これは現在まだ見えていないところもあり、危機感を持っております。また、モニタリングのときにでもご報告したいと思います。以上、問題提起をさせていただきました。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。それでは次に議事4「テーマについての協議」に移ります。まずは事務局より「熊本市障がい者プランの策定について」説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この障がい者生活プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく本市の障がい者施策に関する基本的な計画であり、今年度が現計画の最終年度となる現行の障がい者プランの次期計画として策定するものです。資料については、事前に委員の皆さんに送付していますが、送付後に障害者施策推進協議会や市内部での会議等も行われたことから、内容の修正を一部行っており、今回は正誤表を添付しております。</p> <p>最初に説明に入る前に、プランの名称について市長マニフェストとの整合を図るために、仮称ですが「熊本市障がい者生活プラン」と変更しています。</p> <p>1の計画策定の趣旨ですが、この計画は、障がい者施策を総合的に推進するためのものであり、国・県の動向、各協議会での協議や障がい当事者や団体等からのニーズやこれまでの成果と課題を踏まえ策定することとしております。</p> <p>2の計画の基本理念は、「自立と共生のまちづくり」とし、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、地域社会の構成員として、安心して暮らせる共生社会</p>

の実現を目指すものです。

それによって、障がいのある人が必要な支援を受けながら自己決定し、社会のあらゆる分野の活動に積極的に参加できる環境づくりを総合的に推進していくこと、そして、生涯を通じて一貫して切れ目のない支援体制の充実に努めることなど、本市が取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方向を定めることにしています。

3の基本目標は、基本理念のもと3つの基本目標を掲げさせていただきました。当事者からの要望が多かった「障がいへの理解啓発と権利擁護」を1番目に位置づけ、この計画の中核となります「質の高い地域生活の実現」を真ん中の2番目に、最後に、安全、安心な暮らしを支える「安心して暮らせる社会体制の整備」を掲げています。

先ほどご説明した資料7（正誤表）6ページに目標毎の検証指標を設定しています。基本目標1では、理解啓発の中心となる障がい者サポーターの登録者数（累計）を設定しています。これについては市の第7次総合計画と整合をとっております。基本目標2では障害福祉サービスの核となる熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数を設定しています。基本目標3では、熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思える割合を設定しています。これについては現プランでも設定しておりますし、市の地域福祉計画とも整合をとっております。

4の計画の位置付けは、国の「第4次障害者基本計画」や、熊本県の「第5期熊本県障がい者計画」だけでなく、本市の第7次総合計画や本市の関係する分野別計画との整合性を図っていきます。

5の計画期間は、来年度（2019）から2023年度までの5年間としております。

6の計画の進行管理は、プランの進捗状況の調査・分析及び評価を毎年実施し、施策推進協議会に報告し検証することで、プランの効果的な推進を図っていくことにしています。

第2章の障がい者を取り巻く環境の変化では、障害者差別解消法の施行などの近年の法制度について記載をしています。

第3章の障がい者の動向では、障がいのある人の数などの統計データを記載することにしています。

次に、第2編の分野別施策については、基本理念に基づいて、3つの基本目標、9つの分野別施策を立てており、その中に施策の方向性、具体的な取り組みについて記載をしています。

各論についての詳細な説明は省略しますが、資料7（別紙）で施策の体系図について現プランと新プランの比較を整理しています。

新プランの主な特徴として、1ページの目標Iでは、分野別施策に「2 差別解消及び権利擁護の推進」を新たに加えました。これは、国の第4次障害者基本計

	<p>画の中に障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進することが明記されており重点項目とされているからです。</p> <p>4 ページの目標Ⅱでは、まず分野別施策に「2 障がい児支援の充実」を新たに加えました。これは、今年度策定した障がい児福祉計画の推進に向け、障がい児支援に関する施策を強化するためです。現プランでは、一つ下のカテゴリーである施策の方向性に入れていましたが、新プランでは分野別施策に格上げしました。</p> <p>次に、現プランの分野別施策「自立と社会参加への条件整備」から「4 雇用・就労の促進」と「5 スポーツ文化芸術活動に対する支援」に分けて整理を行いました。</p> <p>目標Ⅲでは、分野別施策「1 安心・安全のまちづくり」の中の施策の方向性に「1 防災対策の推進」と「2 防犯対策の推進」を新たに加えました。「1 防災対策の推進」は、熊本地震から得た課題や教訓を活かすため、「2 防犯対策の推進」は引き続き充実していく必要があるからです。</p> <p>最後にプランの参考資料として、当事者アンケートや各団体からの意見聴取の結果について、内容の整理を行って記載をする予定にしています。</p> <p>今後の策定の進め方ですが、今後の熊本市における障がい者施策の更なる充実を図るため、各種協議会やパブリックコメントなど障がい当事者や団体をはじめとした多くの市民からの様々な意見を聴取する機会を設けながら、策定作業を進めていくことにしております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。委員の皆様からただ今の内容に関してご質問やご意見はございますでしょうか。</p>
西委員	<p>資料7（別紙）の4 ページ、ライフステージに応じた支援体制の充実の中に「放課後児童クラブにおける受入れ」とありますが、需要が増えているのでしょうか。今、放課後等デイサービスのほうに移っている感じがありますので、あえて項目として出す意味を教えてくださいとありがたいです。</p>
事務局	<p>現状、放課後等デイサービスに行かれている子どもさんも増えています。しかし、学校の中にある放課後児童クラブに行かれている子どもさんもおり、その中で課題もありますので、このような形で受入体制をとっているということで書かせていただいています。保護者にとっては選択肢が増えてきているということでございます。</p>
勝本委員	<p>資料9に私が事前に質問させていただいた内容がございます。</p> <p>感想としては、第1編の総論から第2編の分野別施策に亘って、国や県策定の各計画と整合性を図って、ある程度具体的かつ体系的にまとめられた素案だなど思いました。ただし2019年度から2023年度までの5年間のプランということで、やはりPDCAをどうまわしていくのかということが気になりました。それぞれ</p>

	<p>の目標の主体を明確にして、P D C Aの特にCとAの部分で評価や成果からまたPやDにつなげていくのか丁寧な検証を期待したいと書いたところです。先ほどの事務局からのご説明で正誤表に、基本目標についての検証指標を設けると書いてありましたので、できれば基本目標だけでなく細かな具体的取り組みについても丁寧な検証をしていただけると、よりP D C Aサイクルがうまくまわっていくのではないかと思います。それから熊本市の担当課である障がい保健福祉課はもちろんです、熊本市の関係部局ひいては行政全体でこのプランの趣旨を理解して取り組んでいただくことが大事だなと思います。ここにいる私たちも含めた熊本市民全体がこのプランに積極的に関わっていくといいなと個人的に思いました。特に第2編の基本目標の1で「障がいへの理解啓発と権利擁護」が掲げられていますが、市民がどう関われるのか、どう参画できるのかという方法を市民に分かりやすく周知していただく必要があるのではないかなと思いました。それが障がいのある方だけでなく、熊本市民誰もが安心して暮らせる社会体制の整備につながっていくのではないかと思います。</p> <p>障がい者生活プランということで、色んな方面からの具体的な方策が見えてきますが、障がいのある方たちの強み、エンパワメントの視点というのがどこに入っているのかなというところが分かりにくかったので教えていただけると助かります。</p>
事務局	<p>プランの進捗管理については、毎年内容の検証を行っていきます。基本目標や具体的取り組みについて庁内全体の振り返り、課題の整理等を行いながら進めていきたいと思ひますし、障害者施策推進協議会の中でもご報告・検証する場もありますので、そういった形で進めていきたいと思ひます。併せて、行政全体として多方面から関わっていくことが大事であるということはおっしゃるとおりだと思いますので、全庁的に取り組んでいこうと考えております。</p> <p>基本目標1に「障がいへの理解啓発と権利擁護」とあります。プランの内容についてはもちろん、分かりやすい内容はもちろん周知方法についても工夫する必要があると感じており、力を入れていきたいと思ひています。</p>
会長	<p>勝本委員、障がいのある人の強みについては、プランのどのあたりに記載するか、ご意見がありましたらお願いします。</p>
勝本委員	<p>理解促進や周知・啓発のところはよく分かるんですが、全体を通してでもいいんですけども、基本目標2の「質の高い地域生活の実現」「利用者本位の地域生活支援」のあたりに、障がいのある方の強みやストレンクス、エンパワメント視点が出てくるのかなと思ひますが、私の中で読み取りができなかったの、ここに含めてありますよということがあれば教えていただくといいなと思ひました。</p>
事務局	<p>ご意見として承りまして、内容の見直しの際に分かりやすく反映させます。</p>

事務局	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。たしかにこのプランは我々障がい部門だけが担っていくものではなく、全庁あげて取り組むべきということで、全職員が当事者意識を持ってこの計画に関わっていくように、市長からも指示がっております。そこを目指して取り組んでいきたいと思います。</p> <p>素案の4ページに計画の位置づけを掲載しておりますが、プランについては子ども部門、高齢者部門それぞれで計画を策定しています。しかし地域で生活するうえでは、縦割りのなプランでは計画と計画の狭間やつなぎ目がうまくいかないといったところもできてきます。そこをどうやって埋めていくかというのが4ページの図でございます。熊本市地域福祉計画というものがございます。この計画は各分野別計画に横串を指していく計画です。市民に十分に理解いただき、担っていただけるよう、各計画で連携しながら取り組んでいきたいと思います。</p>
山田委員	<p>熊本駅前看護リハビリテーション学院の山田です。先ほど勝本委員から障がい者のストレングスに着目したエンパワメントの視点を入れたらどうかというお話しがありました。ご存知だと思いますが、熊本市で精神障がいの当事者の方に講座を受けていただいて、ピアサポーターとして色んな病院に出向いて行って、長期入院の患者さんの退院支援に加わっていきこうという動きが出ています。これはまさにストレングスというか、当事者の方だから出来る支援というところがとても大きいのではないかと思います。</p> <p>私は作業療法士を養成する学校に勤めておりますが、ピアサポーターの方に二人来ていただいて、学生の前はお話ししていただきました。学生が当事者の目線で援助者として何が出来るかを考えるいい機会になりましたので、こういう機会も当事者の方のストレングスというか強みを生かすことに繋がるのではと思います。ぜひ計画の中で、ピアサポーターの活動支援などの項目の中にはストレングスやエンパワメントの視点といった理念を明記していただくと更によくなるのではないかと思います。</p>
会長	<p>次に議事5「その他」に移ります。</p> <p>資料8の「委員から寄せられた各種課題の整理について」ですが、委員の皆さんから出していただいた課題を一覧化し、毎回会議の中で進捗状況の確認をしているところです。資料8について、委員の皆様から内容に関してご質問やご意見はございますでしょうか。前回から大きな変更点はありませんので、特になければ次の議題のほうに移りたいと思います。</p> <p>その他、事務局から報告ありますか。</p>
事務局	<p>議題以外で松村委員と今日ご欠席の山田浩三委員から事前のご質問をいただいておりますので、それに対して回答させていただきます。</p> <p>よろしければ松村委員のほうから、ご質問の主旨をご説明お願いします。</p>
松村委員	<p>先般、新聞に掲載され皆さん見られていると思いますが、都道府県における障</p>

	<p>がい者の正規採用の中で、精神や知的の障がい者枠がなかったということが大きく報道されました。私共、自閉症協会では大きく話題にあがりました。私は素人でよく分からないのですが、改正障害者雇用促進法には現状として違反していないんですか。そもそもの話で、違反していないのか。違反はしていないけれども、何か問題があるのか。そして、市としてはどのように対応していくのかお聞かせください。</p>
事務局	<p>今日は担当課である人事課が出席しておりませんので、知りうる限りで回答いたします。法律について、行政には直接的な適用がございませんので、違反にはなっていないということでございます。ただし、国からも障がい者に限定を加えずに採用をすべきだという指導がきておりますので、本来は限定を加えない採用に努めるべきところが現状です。しかし、実際熊本市では正職員に関しては身体障がい者枠しかございません。ここに書いてありますように、環境整備などの課題について、実施に向けた整備を進めているということですので、いずれは他の障がい種別の方にも門戸を広げるものと思われまます。</p>
松村委員	<p>ありがとうございました。もし動きがありましたら、次回の協議会の際にでも教えてください。</p>
西委員	<p>私どもの団体でもいろいろ論議がありました。1つは提案ですが、一般雇用につなげることを目的とした、2年間の期限付きのトライアル雇用があると思います。せっかく慣れてきたところで、辞めて新しいところに行かなくてはいけない。本人はもっと市役所で働きたいんだと思いつつも、2年間たったら切られてしまうわけですね。そこが不安だからトライアル雇用は受けないという会員さんもいらっしゃいました。そこを2年間頑張られた方の中から、そのまま市役所で雇用をしてくだされば、障がい者の雇用に繋がるのではないかと。その中でうまくやってくれば、他の企業にもお示しできるのでは。雇用の仕方、働き方について、一般企業へのPRにもなるのではないかと思います。新しい方を入れていかれることももちろん良いことだと思いますが、トライアル雇用の卒業生の中で、継続して市役所で働いている方がこれだけいるんですよということをお示しただけであればいいなと思います。</p>
事務局	<p>障がい者雇用を広げるということは、私どもが望んでいることでもございます。これまでも人事当局には門戸を広げる話はしてきているところですが、本日のご意見もきちんと伝えたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、山田浩三委員の意見についてはいかがですか。</p>
事務局	<p>山田浩三委員から、65歳を迎える生活介護利用者の就労活動の継続条件についてご質問いただいております。まず生活介護事業は入浴サービスに限らず、作業活動を行っている事業所があり、作業に特化し工賃を支給している事業所もあります。一方熊本市のガイドラインでは、国の通知に基づき原則介護保険を優先し</p>

	<p>ています。しかし介護保険制度のほうでは、工賃を支給するようなサービスがないことから、こういった場合どうすればいいのかと。65歳到達のタイミングで一律に継続不可ということにすれば、人権上の問題も含んでくるのではないかと。65歳以上の継続条件として「工賃支給を伴う場合」としている自治体もある中、熊本市の状況はいかがかとこのご質問をいただいております。</p> <p>回答としましては、熊本市では生活介護の対象として常時介護を要し、入浴、食事、排泄等の日常生活の援助を受けられる場と想定しております。原則介護保険を利用していただけるサービスとして取り扱っています。一方生産活動については就労継続支援B型の利用を想定しており、65歳以上の生活介護の継続条件として「工賃支給を伴う場合」とはしておりません。また、工賃受給額等についても、特段の条件等は付しておりません。</p> <p>市では昨年度から、就労継続支援B型の申請年齢制限をなくしたところですが、サービス提供事業所からは高齢による介護負担が過剰になり職員に負担が大きいところも危惧される等のご意見もいただいているところです。</p> <p>今後、高齢障がい者が増えることが見込まれ、同様のケースの相談も増加すると予想されます。また、ご指摘のとおり「65歳以上の継続条件として『工賃支給を伴う場合』としている自治体もある中」ということですので、この件については今後、他市町村の動向等を注視し、適宜情報収集をしながら、今後の運用について検討して参ります。</p>
事務局	<p>ご質問等がなければ、最後に委員からの取り組み等紹介に移ります。自立支援協議会の大きな主旨として関係機関同士の連携強化や情報共有がありますので、委員それぞれの取り組みや近況の報告等をいただきたいと思います。</p> <p>今回は熊本障害者職業センターの福島委員より取り組み紹介をお願いします。</p>
福島委員	<p>熊本障害者職業センターの福島です。当センターの取り組みについてご説明いたします。裏面の「就労支援を行う関係機関の皆さまへ」にあるように、就業支援の基礎研修、支援場面を活用した研修などを行っています。熊本労働局と一体となって、関係機関の皆さまと密な連携をとりながら、個別のニーズに応じた支援を今後も実施していきます。簡単でございますが、以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の全ての議事が終了しました。事務局にお返しします。</p>
事務局	<p><b>3 事務局連絡</b></p> <p>干川会長、ありがとうございました。</p> <p>最後に事務局からお知らせです。お手元にチラシを2枚お配りしています。12月の障害者週間に伴い、12月8日に村上美香さんをお招きしての障がい者サポーター研修会、12月25日におとなりマルシェを予定しております。沢山の方のご来場をお待ちしています。</p>

次回、平成30年度第4回の熊本市障がい者自立支援協議会は平成31年2月15日（金）14時半から、開催場所は、こちら市役所別館自転車駐車場8階会議室とさせていただきます。

#### 4 閉 会

これもちまして、平成30年度第3回「熊本市障がい者自立支援協議会」を終了いたします。

長時間に亘るご審議ありがとうございました。